

ドイツにおける高レベル放射性廃棄物最終処分地の選定

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子

【目次】

はじめに

I ドイツにおける放射性廃棄物管理の概要

1 法制の枠組み

2 放射性廃棄物管理の現状

II 高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地の探査

及び選定に関する法律

1 立法の経緯

2 法律の概要

おわりに

翻訳：高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地の探査

及び選定に関する法律

はじめに

ドイツでは、2011年の日本における福島第一原子力発電所（以下原子力発電所を「原発」という。）の事故後、脱原発政策が強化されて

いる⁽¹⁾。ドイツにおける脱原発のための大きな課題の一つが高レベル放射性廃棄物の最終処分施設であり、ドイツ連邦政府は、原子力を利用する世代が、将来世代のために、放射性廃棄物の処分についても責任ある政策を行う必要があるとの認識を強めている⁽²⁾。これまで、ニーダーザクセン州のゴアレーベンにある岩塩層が高レベル放射性廃棄物処分施設の建設候補地として最も有力であり、断続的に調査が行われてきた。しかし、ゴアレーベンが候補地となった背景には、科学的な根拠よりも政治的圧力の方が強かったのではないかと指摘も再行われていた⁽³⁾。このような背景から、高レベル放射性廃棄物最終処分施設の建設地を選定する手続を法律で定め、透明な手続により、科学的に最も安全な高レベル放射性廃棄物最終処分施設の建設地を遅滞なく決定する必要性が認識されていた。その結果、高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地の探査及び選定に関する法律（以下「建設地選

(1) 2011年までの脱原発の経緯については、山口和人「ドイツの脱原発政策のゆくえ」『外国の立法』no.244, 2010.6, pp.71-103を参照。なお、この論稿には、2009年3月17日現在の原子力法の邦訳が掲載されている。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050511_po_024407.pdf?contentNo=1〉以下、インターネット情報は2013年8月31日現在である。2012年のドイツの総発電量の内訳は、褐炭25.7%、原子力16.1%、石炭19.1%、天然ガス11.3%、再生可能エネルギー22.1%であった。連邦統計局ウェブサイトを参照。〈<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/Wirtschaftsbereiche/Energie/Erzeugung/Tabellen/Bruttostromerzeugung.html>〉また、ドイツで廃炉が完了又は廃炉の段階にある原発（実証炉をも含む。）の数は、19である。Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, *Gemeinsames Übereinkommen über die Sicherheit der Behandlung abgebrannter Brennelemente und über die Sicherheit der Behandlung radioaktiver Abfälle*, 2012, S.58f.

(2) 連邦環境省ウェブサイトを参照。〈<http://www.bmu.de/themen/atomenergie-strahlenschutz/atomenergie-verund-entsorgung/kurzinfo/>〉

(3) ゴアレーベンが高レベル放射性廃棄物最終処分施設の建設候補地となった経緯を解明するための調査委員会が2010年3月に連邦議会に設置され、2013年5月までに95回の会議が行われた。調査委員会設置の端緒は、1983年の連邦物理工学研究所の「ゴアレーベンの立地調査のこれまでの結果に関する中間報告書」の当初の案は、岩塩は汚染を長期にわたって大気に放出しないことを確保するには十分でないため、別の場所の調査を勧告していたが、連邦政府の指示によりこの部分が削除された旨の2009年4月18日付のTageszeitung紙の記事であった。調査委員会の最終報告書は、Deutscher Bundestag, *Drucksache 17/13700*を参照。

定法」という。)が2013年7月に制定された⁽⁴⁾。

本稿では、第I章でドイツにおける放射性廃棄物管理の概要、第II章で建設地選定法の概要を紹介する。末尾に、建設地選定法の翻訳を付す。

I ドイツにおける放射性廃棄物管理の概要

1 法制の枠組み

ドイツでは、1959年に原子力法⁽⁵⁾が制定され、1960年から施行されている。原子力法の連邦の所管官庁は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省 (Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit) (以下「連邦環境省」という。)であるが、原子力法の実施は、主に州の所管官庁が連邦の委託 (基本法第85条及び第87c条)を受けて行っている。その際、州の所管官庁は、原子力法の実施の合法性及び合目的性に関して連邦環境省による監督を受ける。⁽⁶⁾

原子力法には、制定当時、放射性廃棄物の処分に関する規定がなかった。放射性廃棄物の処分に関する規定として、1976年の改正⁽⁷⁾により、「第9a条 使用済核燃料の利用及び放射性廃棄物の処分」が新設された。

2013年現在の原子力法第9a条の規定によれば、核燃料取扱施設の設置及び運転等をする者

は、使用済核燃料及び施設解体後の放射能を帯びた部分を放射性廃棄物として処分しなければならない。また、原発を稼働する電力会社は、当該原発の敷地内又はその近辺に使用済核燃料の中間貯蔵施設を設置しなければならない。これらの民間事業者の義務に対して、州はその域内において発生する産業界、研究機関、医療機関からの放射性廃棄物のための中間貯蔵施設、連邦は最終処分施設の建設地を選定し、施設を設置する義務を負う。

放射性廃棄物最終処分に関わる機関としては、連邦環境省に、国内外の識者12名の委員により構成される放射性廃棄物処分諮問委員会 (Entsorgungskommission) が2008年に設置されている。この諮問委員会は、放射性廃棄物の処分前処理、中間貯蔵、輸送及び深地層への最終処分並びに廃炉等の問題について、連邦環境省の諮問を受け、勧告を行っている。

また、連邦環境省の下には連邦放射線防護庁 (Bundesamt für Strahlenschutz) が置かれており、放射性廃棄物最終処分施設の設置及び運転をその任務の一つとしている。同庁は、最終処分施設の設置及び運転について州の所管官庁の許可 (Genehmigung) を得る (原子力法第9b条)⁽⁸⁾。連邦放射線防護庁は、その事務を第三者に委託することができ (原子力法第23条第1項

(4) Gesetz zur Suche und Auswahl eines Standortes für ein Endlager für Wärme entwickelnde radioaktive Abfälle (Standortauswahlgesetz – StandAG) vom 23. Juli 2013 (BGBl. I S.2553) 正式なタイトルは、発熱性放射性廃棄物最終処分施設建設地の探査及び選定に関する法律であるが、本稿では「発熱性放射性廃棄物」を「高レベル放射性廃棄物」とした。

(5) Gesetz über die friedliche Verwendung der Kernenergie und den Schutz gegen ihre Gefahren vom 23. Dezember 1959 (BGBl. I S.814).

(6) 原子力法の他に、放射性廃棄物の処分に関連する法律として、連邦鉱業法がある。高レベル放射性廃棄物最終処分施設の地下調査に当たっては、連邦鉱業法に基づく州の所管官庁の許可が必要となる。ゴアレーベンの調査も連邦鉱業法に基づいていた。Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/13700, S.61ff.

(7) Viertes Gesetz zur Änderung des Atomgesetzes vom 30. August 1976 (BGBl. I S.2573).

(8) 従来、放射性廃棄物最終処分施設の設置及び運転には、州の所管官庁による計画確定手続が必要であった (原子力法第9b条)。計画確定手続は、州の所管官庁が計画確定の決定をすると、当該計画のために必要なすべての許認可が同時に付与されるもので、その一環として戦略的環境影響評価が行われ、関係官庁や市民に広範な参加の機会が与えられるものである。2013年の建設地選定法の制定により当該規定が改正され、高レベル放射性廃棄物最終処分施設の設置については、計画確定手続ではなく、より簡易な許可手続 (Genehmigungsverfahren) が適用されることになった。これは、事前に、計画確定手続と主要内容が重複する建設地選定手続を行っているためである。

第2号)、ドイツ放射性廃棄物最終処分施設建設運転会社(Deutsche Gesellschaft zum Bau und Betrieb von Endlagern für Abfallstoffe mbH、以下「DBE」という。)と協力協定を締結している。DBEは、最終処分施設を設計して建設するが、最終処分施設の計画の責任は連邦放射線防護庁にある。連邦放射線防護庁は、地質学分野については、連邦地質学・資源研究所(Bundesanstalt für Geowissenschaften und Rohstoffe、以下「BGR」という。)と協力している。BGRは、連邦経済・技術省(Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie)の下に置かれている。

連邦の放射性廃棄物最終処分施設の建設計画、敷地及び権利の取得、研究開発、調査、敷地の維持、設置等の費用は、放射性廃棄物を排出する事業者が負担する(原子力法第21b条)。放射性廃棄物最終処分施設の設置のための事業者による負担の詳細は、放射性廃棄物の安全確保及び最終処分のための連邦施設の設置のための積立金に関する命令⁽⁹⁾で定められている。また、放射性廃棄物最終処分施設の利用及び管理の費用も、放射性廃棄物を排出する事業者が負担する(原子力法第21a条)。

2 放射性廃棄物管理の現状

ドイツでは、放射性廃棄物は非発熱性放射性廃棄物と発熱性放射性廃棄物とに分類されている⁽¹⁰⁾。非発熱性放射性廃棄物は、放射性廃棄物の崩壊熱が母岩⁽¹¹⁾の温度に大きく影響しない低・中レベル放射性廃棄物の大部分を指し、以下、本稿ではこれを「低・中レベル放射性廃棄物」とする⁽¹²⁾。低・中レベル放射性廃棄物には、使用後のポンプや配管、防護服、研究所からの廃棄物等がある。発熱性放射性廃棄物は、崩壊熱の大きい放射性廃棄物で、中レベル放射性廃棄物の一部及び高レベル放射性廃棄物を指し、以下、本稿ではこれを「高レベル放射性廃棄物」とする。高レベル放射性廃棄物は、主に使用済核燃料及びガラス固化体である。ドイツで2080年までに処分すべき放射性廃棄物は、低・中レベル放射性廃棄物が30万m³、高レベル放射性廃棄物が2万9千m³であるが、発生する放射線のうち99.9%は高レベル放射性廃棄物によるものと推定されている⁽¹³⁾。

ドイツでは、1970年代から80年代にかけて核燃料サイクルの構築が目指されていたが、ヴァッカーズドルフの使用済核燃料再処理施設の操業計画が大規模な住民反対運動を受けて1989年に断念され⁽¹⁴⁾、ハーナウのMOX燃料⁽¹⁵⁾製造工場の計画は安全性の問題から1991年に

(9) Verordnung über Vorausleistungen für die Einrichtung von Anlagen des Bundes zur Sicherstellung und zur Endlagerung radioaktiver Abfälle (Endlagervorausleistungsverordnung – EndlagerVIV) vom 28. April 1982 (BGBl. I S.562).

(10) 日本の資源エネルギー庁によれば、日本では、放射性廃棄物を、再処理施設において使用済核燃料からウラン・プルトニウムを回収した後に残る核分裂生成物を主成分とする「高レベル放射性廃棄物」と、それ以外の「低レベル放射性廃棄物」の2つに分類している。〈<http://www.enecho.meti.go.jp/rw/gaiyo/gaiyo01.html>〉

(11) 放射性廃棄物を処分する地層のこと。

(12) 非発熱性放射性廃棄物は、放射性廃棄物の崩壊熱により、母岩の温度に与える影響が平均3℃を超えないものをいう。連邦放射線防護庁ウェブサイト参照。〈<http://www.bfs.de/de/endlager/abfaelle/abfallarten.html>〉

(13) „Grüne werfen Merkel Rechtsbeugung vor,“ *Frankfurter Rundschau*, 12. Dezember 2012, S.4.

(14) バイエルン州においてヴァッカーズドルフ使用済核燃料再処理施設(Wiederaufarbeitungsanlage Wackersdorf)が建設されたが、住民の反対運動により一度も使われなかった。この経緯については、広瀬隆『ドイツの森番たち』集英社、1994、pp.157-215を参照。

(15) 原子炉で使用した後の使用済燃料を再処理して取り出したプルトニウムとウランを混ぜた燃料のこと。日本原子力発電株式会社ウェブサイト参照。〈<http://www.japc.co.jp/project/cycle/mox01.html>〉

中止された。電力業界は、1989年に、費用上の理由により使用済核燃料の再処理を国内では行わず、フランスとイギリスに委託することを決定した。以降、使用済核燃料は、再処理のためにフランスとイギリスに輸送された。⁽¹⁶⁾

1998年に、16年間続いたキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)・自由民主党(FDP)連立政権から社会民主党(SPD)・緑の党連立政権へと政権が移行し、核燃料サイクルを行わない連邦政府の方針が決定的となった。すなわち、2002年の原子力法改正⁽¹⁷⁾により、2005年7月以降、使用済核燃料を再処理のために輸送することが禁じられ、放射性廃棄物は原則として直接地層処分することとされた。これに伴い、電力会社は、各原発において使用済核燃料の中間貯蔵施設を設置する義務を負うことになった⁽¹⁸⁾。これらの中間貯蔵施設に保管されている使用済

核燃料は、40年間の冷却後、最終処分施設に搬送されることになっている。

放射性廃棄物管理の施設には、中間貯蔵施設と最終処分施設がある。中間貯蔵施設と最終処分施設には、更に、低・中レベル放射性廃棄物用のものと、高レベル放射性廃棄物用のものがある。

低・中レベル放射性廃棄物については、主に、原発で発生するものは5か所の集中中間貯蔵施設に、産業界、研究機関、医療機関で発生するものは12か所の州放射性廃棄物中間貯蔵施設(Landessammelstelle)等において保管されている⁽¹⁹⁾。最終処分施設は、旧西ドイツではアッセに、旧東ドイツではモアスレーベンに設置されていたが、両者とも現在は使用されていない⁽²⁰⁾。このため、現在、ニーダーザクセン州のコンラートに低・中レベル放射性廃棄物のための最終処分施設を建設中(2019年に稼働開始予定)であり⁽²¹⁾、

(16) ミヒャエル・ザイラー「ドイツの核燃料サイクル政策転換の理由とその後の検証」第32回エネルギー政策検討会議事録, 2004. (http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/energy_041108gijiroku32J.pdf)

(17) Gesetz zur geordneten Beendigung der Kernenergienutzung zur gewerblichen Erzeugung von Elektrizität vom 22. April 2002 (BGBl. I S.1351). これは、脱原発のための最初の原子力法改正であったが、この改正により、新規の原発の建設とともに、新規の使用済核燃料再処理施設の建設も禁じられた。

(18) 放射性廃棄物を再処理するか又は再処理せずに直接処分するかについては、原子力法第9a条で定められている。1994年までの第9a条の規定では、再処理は直接処分に優先する旨が定められていたが、1994年の改正(Gesetz zur Sicherung des Einsatzes von Steinkohle in der Verstromung und zur Änderung des Atomgesetzes und des Stromeinspeisungsgesetzes vom 19. Juli 1994 (BGBl. I S.1618))により、再処理と直接処分は等しいものとなり、電力会社は任意にどちらかを選択することができるようになった。その後の2002年の改正で、直接処分の原則が定められた。

(19) 連邦放射線防護庁ウェブサイトを参照。(http://www.bfs.de/de/transport/zwischenlager/zwl_vern_waerme.html)

(20) アッセ最終処分施設は岩塩鉱山の立抗施設にあり、1967～1978年に低・中レベル放射性廃棄物が処分された。しかし、地盤が脆弱化して亀裂が入り、1998年には、地下水が処分施設に流入していることが確認され、現在、処分した放射性廃棄物の回収が急がれている。渡辺富久子「アッセ放射性廃棄物処分場の閉鎖のための原子力法の改正」『外国の立法』no.255-2, 2013.5, pp.14-15を参照。(http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8205977_po_02550206.pdf?contentNo=1) モアスレーベン最終処分施設は、東ドイツにおいて設置されたものであり、1971～1991年まで及び1994～1998年に低・中レベル放射性廃棄物が処分された。東ドイツ時代には東ドイツの放射性廃棄物が処分されたが、東西ドイツ統合後は西ドイツの放射性廃棄物も処分された。しかし、環境保護団体BUNDの訴えにより、1998年9月25日にザクセン・アンハルト上級行政裁判所が、モアスレーベン最終処分施設における処分が適法でなかったとして、モアスレーベン最終処分施設の一部における処分を禁じたことを受けて、その後処分が行われなくなった。2009年から閉鎖のための手続が開始されている。連邦環境省ウェブサイトを参照。(<http://www.bmu.de/themen/atomenergie-strahlenschutz/atomenergie-ver-und-entsorgung/endlagerung/endlager-fuer-radioaktive-abfaelle-morsleben-eram/>)

(21) コンラート最終処分施設は、鉄鉱石採掘のための立抗施設を低・中レベル放射性廃棄物最終処分施設にするものである。コンラート最終処分施設により、ドイツで発生する放射性廃棄物総量の90%以上の処分が保障される。連邦環境省ウェブサイトを参照。(<http://www.bmu.de/themen/atomenergie-strahlenschutz/atomenergie-ver-und-entsorgung/endlagerung/schacht-konrad/>)

低・中レベル放射性廃棄物は、コンラート低・中レベル放射性廃棄物最終処分施設が建設されるまで、各中間貯蔵施設において保管される。

高レベル放射性廃棄物については、現在、原発の使用済核燃料は、当該原発に設置された中間貯蔵施設に保管されている。他方、フランスとイギリスへの使用済核燃料の再処理の委託に伴って発生した高レベル放射性廃棄物のガラス固化体はドイツに順次返還され、ゴアレーベン

ある。

参考として、ドイツにおける放射性廃棄物の中間貯蔵施設及び最終処分施設を下の表に掲げる。

Ⅱ 高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地の探査及び選定に関する法律

1 立法の経緯

ドイツの放射性廃棄物処分に関する方針に従えば、放射性廃棄物はすべて深地層に処分しな

表 ドイツにおける放射性廃棄物の中間貯蔵施設及び最終処分施設

高レベル放射性廃棄物		
	種 類	貯蔵及び処分の対象
中間貯蔵施設 (注 1)	各原発に設置された中間貯蔵施設	各原発の使用済核燃料
	集中中間貯蔵施設 (アーハウス、ゴアレーベン)	各原発に中間貯蔵施設が設置されるまでに発生した使用済核燃料。その他に、実験炉及び研究炉の使用済核燃料（アーハウス）、返還ガラス固化体（ゴアレーベン）
	分散型中間貯蔵施設 (ユーリヒ、グライフスバルト)	ユーリヒ実験炉の使用済核燃料（ユーリヒ）、東ドイツのグライフスバルト原発とラインスベルク原発の使用済核燃料（グライフスバルト）
最終処分施設	建設地未定	使用済核燃料、ガラス固化体
低・中レベル放射性廃棄物		
	種 類	貯蔵及び処分の対象
中間貯蔵施設 (注 2)	集中中間貯蔵施設（5 か所）	原発で発生した放射性廃棄物
	研究機関のための中間貯蔵施設（8 か所）	当該研究機関で発生した放射性廃棄物
	産業界のための中間貯蔵施設（4 か所）	当該産業施設で発生した放射性廃棄物
	州放射性廃棄物中間貯蔵施設（12 か所）	産業界、研究機関、医療機関で発生した放射性廃棄物
最終処分施設 (注 3)	アッセ（1976～1978）	低・中レベル放射性廃棄物
	モアスレーベン（1971～1991、1994～1998）	低・中レベル放射性廃棄物
	コンラート（2019～予定）	低・中レベル放射性廃棄物

(注 1) 高レベル放射性廃棄物のための中間貯蔵施設は、原子力法の規定により連邦放射線防護庁の許可を受け、州の所管官庁の監督を受ける。

(注 2) 低・中レベル放射性廃棄物のための中間貯蔵施設は、放射線防護令の規定により州の所管官庁の許可及び監督を受ける。

(注 3) これらの施設はいずれも、連邦放射線防護庁が設置及び運営する。コンラート低・中レベル放射性廃棄物最終処分施設は、原子力法の規定により州の所管官庁の許可を受け、連邦環境省や州の鉱業所管官庁等の監督を受ける。

出典：連邦環境省及び連邦放射線防護庁のウェブサイトを基に筆者作成
<http://www.bmu.de/>、<http://www.bfs.de/de/bfs>

(22) ゴアレーベン中間貯蔵施設は、高レベル放射性廃棄物処分施設の建設候補地として調査が行われている敷地に隣接しており、1995年に初めて返還ガラス固化体が搬入された。返還は、2015年及び2024年にも予定されている。連邦放射線防護庁ウェブサイトを参照。
<http://www.bfs.de/de/endlager/abfaelle/rueckfuehrung.html>

なければならない²³⁾。母岩については、従来、岩塩が適しているとみなされていた。1970年代には、岩塩層が広がる北部ドイツのニーダーザクセン州を中心に、低・中レベル放射性廃棄物最終処分施設が建設され、高レベル放射性廃棄物最終処分施設の建設候補地の探査が行われた。その結果、高レベル放射性廃棄物最終処分施設については、これまでゴアレーベンが最有力の建設候補地とされてきた。ゴアレーベンでは、1979年から地表調査、1983年から地下調査が行われた²⁴⁾。

しかし、ゴアレーベンが本当に最も適切であるか否かについては常に異論があり、1998～2002年の第1次SPD・緑の党連立政権のときから動きが見られ、ゴアレーベンの調査は、2002年の原子力法の改正²⁵⁾により一時中止された²⁶⁾。

一方、1999年には、高レベル放射性廃棄物最終処分施設を科学的に最も安全な場所に建設する手続の枠組みを法律で定めることを目標と

する「最終処分施設建設地選定手続に関する作業部会 (Arbeitskreis Auswahlverfahren Endlagerstandorte)」が連邦環境省に設置された。その委員は、地質学、社会学、化学、物理学、数学、鉱物学、放射性廃棄物処分技術、工学等の分野の専門家14名であり、作業部会は政治的な指示を受けずに活動した。作業部会は、2002年の最終報告書²⁷⁾において、放射性廃棄物最終処分施設の建設地の選定方法を勧告した。

この勧告を受けて、2005年6月には、当時のトリッティン (Trittin) 連邦環境大臣 (緑の党) が、ゴアレーベンを白紙にして高レベル放射性廃棄物最終処分施設の建設地の選定手続を定める内容の法律案を起草していた。しかし、連邦議会が予定よりも1年早く2005年7月に解散となったため、法律案は連邦議会に提出されずに終わった。²⁸⁾

その後、2009年以降のCDU/CSU・FDP連立政権は、当初、ゴアレーベンを優先する政策をとり、2010年にはゴアレーベンの調査を開始した²⁹⁾。

23) 原子力法第9b条では、放射性廃棄物最終処分施設の許可の要件の一つとして、「最新の科学技術の水準に従っていること」を挙げている。最新の科学技術の水準は、2010年9月30日現在の「高レベル放射性廃棄物最終処分の安全性要件」に記されている。放射性廃棄物の深地層への処分も、この「安全性要件」に基づくものである。Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, *Sicherheitsanforderungen an die Endlagerung wärmeentwickelnder radioaktiver Abfälle: Stand 30. September 2010*. <http://www.bmu.de/fileadmin/bmu-import/files/pdfs/allgemein/application/pdf/sicherheitsanforderungen_endlagerung_bf.pdf>

24) 1963年に連邦地質研究所 (Bundesanstalt für Bodenforschung; 現在の連邦地質学・資源研究所) が岩塩層への最終処分を勧告したこと、1974年に連邦政府が打ち出した「統合型核処理センター構想」(使用済核燃料の再処理施設及び最終処分施設等を含む総合的な核燃料サイクル・バックエンドセンターの構想)を受けて、ニーダーザクセン州がその建設候補地を探した結果、1977年2月にニーダーザクセン州政府が閣議決定によりゴアレーベンを指名し、同年7月に連邦政府がこれに同意した。1979年にはゴアレーベンの地表調査が開始された。しかし、ニーダーザクセン州は、1979年のアメリカのスリーマイル原発事故を受け、使用済核燃料の再処理施設の建設は政治的に貫徹できないことを同年に表明した。

25) 注17を参照。

26) 2000年6月14日の連邦政府と電力業界の脱原発のための協定 (Vereinbarung zwischen der Bundesregierung und den Energieversorgungsunternehmen vom 14. Juni 2000) において、取決めの1つとしてゴアレーベンの調査の一時中止が盛り込まれていた。

27) Arbeitskreis Auswahlverfahren Endlagerstandorte, *Auswahlverfahren für Endlagerstandorte*, Köln 2002. <http://www.bfs.de/endlager/faq/langfassung_abschlussbericht_akend.pdf>

28) „Eine weiße Landkarte, frei nach Jürgen Trittin“, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 10. April 2013, S.2.

29) 2009～2013年のCDU/CSU・FDP連立政権は、2011年の福島第一原発の事故以前は、まずゴアレーベンの調査を行って、ゴアレーベンが高レベル放射性廃棄物の処分地の建設に適さないという結果が出た場合に、他の候補地の調査を行えばよいと考えていた。ゴアレーベンの調査には、電力会社によりこれまでに16億ユーロ

しかし、2011年の福島第一原発の事故を機に脱原発の機運が高まり、2013年4月に建設地選定法の法律案が連邦政府により連邦参議院に提出された³⁰⁾。法律案は、2002年の作業部会の勧告と2005年の法律案に基づくものであったが、連邦と州との間及び政党相互間における法案の内容の合意は容易でなく、2011年秋からの本格的な交渉の末³¹⁾、2013年7月に法律が制定された³²⁾。

ニーダーザクセン州は、建設地選定法の制定にあたり、イギリス及びフランスから2015年以降返還されるガラス固化体をゴアレーベン中間貯蔵施設に搬入しないことを連邦に求めた³³⁾。ニーダーザクセン州がこれを強固に主張したのは、返還されたガラス固化体をこれ以上ゴアレーベンに搬入すると、ゴアレーベンが最終処分施設の建設地となる可能性が高くなることを恐れたためである。また、ニーダーザクセン州において低・中レベル放射性廃棄物のためのコンラート最終処分施設を建設中であること、更に、同州の低・中レベル放射性廃棄物のためのアッセ最終処分施設に地下水が侵入しているために放射性廃棄物を回収しなければならない等、ニーダーザクセン州は放射性廃棄物の最終処分のために既に多大な寄与をしていることがある。

そのため、イギリスとフランスから返還されるガラス固化体を他州の原発の敷地内にある中間貯蔵施設へ搬入することが検討された。検討

の結果、バーデン・ヴュルテンベルク州（緑の党・SPD連立政権）がフィリップスベルク原発にフランスから返還されるガラス固化体を受け入れ、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州（SPD・緑の党連立政権）がブルンスビュッテル原発にイギリスから返還されるガラス固化体を受け入れることを表明した。しかし、両原発のみでは収容能力が不足するため、両州は他の州もガラス固化体の受入れに協力することを求めている。CDUが政権をとるヘッセン州等はガラス固化体の受入れに反対しているため、その目途が立たないまま法律が制定されることとなった。この問題は、2014年に解決するということで妥協が図られた。³⁴⁾

また、従来母岩には岩塩層が最も適しているとされてきたが、ニーダーザクセン州は、岩塩層に処分すると、岩塩が処分した放射性廃棄物をいずれ閉じ込めてしまい、放射性廃棄物の事後的な回収ができなくなることを特に問題としている。これを受けて、粘土層や花崗岩層における処分も検討されることとなった³⁵⁾。他の母岩も考慮すると、ニーダーザクセン州のみでなく、南部ドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州等も候補となる。

2 法律の概要

建設地選定法では、高レベル放射性廃棄物の安全な隔離に資する最終処分施設建設地の探査

以上が投げられてきた。„Endlager neu denken,“ *Frankfurter Rundschau*, 13. September 2011, S.4.

30) Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/13833. 法案審議を夏休み前に終了させるために、2013年5月には、同文の法律案が連邦議会提出法律案としてCDU/CSU、FDP、SPD、緑の党の与野党共同で連邦議会に提出された。Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/13471.

31) „Stillstand statt Neuanfang,“ *Frankfurter Rundschau*, 29./30. September 2012, S.9.

32) 同法の第3条から第5条まで及び第21条から第30条までの規定は2013年7月27日から施行されており、その他の規定は2014年1月1日から施行される。

33) „Nichts ist entschieden,“ *Frankfurter Rundschau*, 11. November 2011, S.3.

34) „Einmal Biblis und retour,“ *Frankfurter Rundschau*, 18. April 2013, S.4; „Vorsicht, atomare Spaltung!“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 22. Mai 2013, S.4; „Gesucht, gefunden: ein Atom-Kompromiss,“ *Frankfurter Rundschau*, 14. Juni 2013, S.4.

35) „Jenseits von Gorleben,“ *Frankfurter Rundschau*, 11. November 2011, S.2. ドイツの花崗岩は亀裂が多いため、候補としての優先度は下がるとされている。

及び選定のための手続が定められ、高レベル放射性廃棄物最終処分施設の建設地を今後連邦法で定めるという目標が明文化された。これにより、連邦と州は、後の世代をも考慮して、人類と環境を放射性廃棄物のリスクから長期的に保護する責務を負うことになった。同法は、1999年に設置された前述の作業部会の検討結果を考慮しており、①科学的知見に基づいた手続による安全性の優先、②透明で公正な手続の原則、③排出者責任の原則を主要な柱としている。建設地選定の手続に関する費用は、総額でおよそ20億ユーロと試算されている。

新法で定められた建設地選定手続の特色は、①手続の開始前にその準備段階として、連邦議会に多様な分野の専門家により構成される委員会が設置され、建設地の決定基準の検討が行われること、②手続を規制する官庁が新たに設置されること及び③手続のあらゆる段階において公衆と官庁の参加が幅広く保証されていることである。以下、法律の概要を紹介する³⁶⁾。

(1) 目的及び建設地選定手続の準備

建設地選定手続は、科学的知見に基づいた透明な手続により、ドイツ国内で発生した高レベル放射性廃棄物のために、100万年間にわたり最善の安全性を保証する最終処分施設の建設地をドイツ国内において探査することとされた。(第1条)

建設地選定手続の準備のために、「高レベル放射性廃棄物の処分に関する委員会」(以下「委員会」)が連邦議会に設置される。委員は、①委員長1名、②学術界代表8名、環境団体代表2名、宗教団体代表2名、経済界代表2名及び労働組合代表2名、③連邦議会議員8名及び州政府構成員8名の計33名である。委員会は、2015年末までに、可能な限り全会一致により、少なくとも委員の3分の2以上の多数をもって、

建設地選定手続に関する報告書を議決する。全ての委員は意見を述べるができるが、議決権を有するのは②の委員のみである。(第3条)

委員会は、地層や母岩等の適性に鑑みて除外基準、要件、その他の決定基準を報告書に記載し、連邦議会及び連邦参議院に勧告する。連邦議会は、委員会の勧告に基づいて、これらの決定基準を法律で定める。(第4条)

(2) 建設地選定手続

建設地選定手続は、第4条の規定により法律で定められた要件及び基準に基づいて実施される。建設地選定手続の実施主体は、連邦放射線防護庁であり(第6条)、連邦放射性廃棄物処分庁(Bundesamt für kerntechnische Entsorgung)が当該手続の規制監督官庁として新設される(第7条)。連邦放射性廃棄物処分庁の設置は、2014年中となる見込みである³⁷⁾。

建設地の選定は、連邦放射線防護庁により、①候補地区の指定、②地表調査を行う候補地の選定、③地表調査の実施、④地下調査を行う候補地の選定(2023年まで)、⑤地下調査の実施、⑥最終的な候補地の比較、⑦最終的な建設地の選定(2031年まで)という手続で行われる。

連邦放射線防護庁は、上記の建設地選定手続の各段階において、定期的に連邦放射性廃棄物処分庁に対して報告する(第12条)。上記のうち、②地表調査を行う候補地の選定、④地下調査を行う候補地の選定及び⑦最終的な建設地の選定の際には、連邦放射線防護庁は、連邦放射性廃棄物処分庁に対してこれらの候補地や建設地の提案をする。連邦放射性廃棄物処分庁は、連邦放射線防護庁の提案を検証した上で、連邦環境省に対してその都度の提案を送付する。連邦政府は、連邦議会及び連邦参議院に対して当該提案を教示し、地表調査及び地下調査の候補

³⁶⁾ Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/13471, 14181 を適宜参照した。

³⁷⁾ Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/13666, S.32f.

地並びに最終的な建設地の選定及び指定は、法律で行われる（第13条～第20条）。

建設地選定手続の各段階においては、関係官庁及び国民が参加する。国民の手続参加のためには、特に、①多様な分野の専門家の委員により組織される国民監視委員会（gesellschaftliches Begleitgremium）（第8条）、②地元における市民集会（Bürgerversammlung）（第10条）の規定がある。国民監視委員会は、連邦議会及び連邦参議院の同意を得て連邦環境省により設置されるものであり、その委員は、連邦放射性廃棄物処分庁及び連邦放射線防護庁のあらゆる文書及び書類を閲覧することができる。

関係官庁の参加については、地元自治体及び官公庁が法律で定める手続に参加する旨の規定がある（第11条）。

(3) 費用

連邦放射線防護庁及び連邦放射性廃棄物処分庁は、建設地選定手続の実施費用（連邦政府、連邦議会及び連邦参議院の費用並びに建設地選定手続の実施前の委員会に係る費用を除く。）を、放射性廃棄物を排出する事業者に負担させることができる。（第21条）

(4) 今後のゴアレーベンの取扱い

従来高レベル放射性廃棄物最終処分施設の建設候補地とされて調査の行われてきたゴアレーベンは、建設地選定手続に組み込まれ、その中で他の候補地と比較されるが、その際、ゴアレーベンにこれまでの調査による知見があるという事情及びゴアレーベンに調査のための設備が既にあるという事情は、比較評価に影響を及ぼし

てはならないとされている。また、法律の施行と同時に、ゴアレーベンにおける鉱業法に基づく調査及び母岩としての岩塩の調査は中止される。（第29条）

おわりに

ドイツにおいては、原発による発電が行われてきた当初から、放射性廃棄物の処分が問題とされてきたが、具体的な進展が見られるようになったのは1970年代以降である³⁸⁾。高レベル放射性廃棄物最終処分施設については、有力な建設候補地としてゴアレーベンの適性調査が30年以上にわたり行われてきた。

しかし、以上に記したように、高レベル放射性廃棄物最終処分施設の建設地を探索し選定することが2011年の脱原発の決定³⁹⁾を受けて急務とされ、建設地選定法が制定された。連邦議会には、建設地選定手続の準備のために委員会が設置され、委員会の委員は、2013年中には与野党合意の上選任され、委員会の活動が開始される予定である。しかし、委員の選任は既に難航している⁴⁰⁾。また、これまでのゴアレーベンの経緯が実際どの程度今後の検討に影響を及ぼさないかということや、どのような市民対話により住民理解を得ていくかという点も注目される。しかし、建設地選定手続及びそのスケジュールが具体的に法律で定められたことの意義は大きい。また、連邦議会が手続の各段階において候補地や建設地を法律で定めるとされたことにより、民主的な手続が確保された。今後、高レベル放射性廃棄物最終処分施設の建設地が予定どおりに決定されることが期待されている。

38) Detlev Möller, *Endlagerung radioaktiver Abfälle in der Bundesrepublik Deutschland*, Frankfurt am Main: Peter Lang, 2009, S.41ff.

39) 渡辺富久子「ドイツにおける脱原発のための立法措置」『外国の立法』no.250, 2011.12, pp.145-171を参照。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382144_po_02500006.pdf?contentNo=1〉

40) „Atomlobby steigt in die Endlagersuche ein,“ *Süddeutsche Zeitung*, 21. August 2013, S.5.

参考文献

- ・ 佐藤温子「脱原子力をめぐる政治過程—ドイツ・ゴアレーベン最終処分場問題における緑の党の役割」『国際公共政策研究』12（1）, 2007.9, pp.189-205.
- ・ 原子力環境整備・資金管理センター編『ドイツにお

ける高レベル放射性廃棄物の処分について』2012.
〈www2.rwmc.or.jp/_media/publications:2013:hlwkj2013_de.pdf〉

（わたなべ ふくこ）

高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地の探査及び選定に関する法律

Gesetz zur Suche und Auswahl eines Standortes für ein Endlager für Wärme entwickelnde radioaktive Abfälle (Standortauswahlgesetz – StandAG)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子訳

【目次】

- 第1章 総則及び建設地選定手続の準備（第1条～第7条）
- 第2章 官庁及び公衆の手続参加（第8条～第11条）
- 第3章 建設地選定手続（第12条～第20条）
- 第4章 費用（第21条～第28条）
- 第5章 雑則（第29条）
- 第6章 経過規定（第30条）

- 事 会 指 令 2011/70/EURATOM (OJ L199, 2.8.2011, p.48)⁽²⁾に従い、最終処分の目的で使用済核燃料等の放射性廃棄物のドイツ国外への搬送を可能とする協定を他国と締結しない。
- (2) 第12条から第20条までに規定する本来の建設地選定手続の前に、第3条から第5条までに規定する委員会の活動を行う。
- (3) 建設地選定手続は、2031年までに完了するものとする。

第1章 総則及び建設地選定手続の準備

第1条 法律の目的

- (1) 建設地選定手続は、学術的知見に基づいた透明な手続により、国内で発生した特に高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の建設地で原子力法第9a条第3項第1文⁽¹⁾に規定するものをドイツ連邦共和国において探査することを目的とし、当該建設地は100万年間にわたる最善の安全性を保証するものとする。この目的を達成するため、ドイツ連邦共和国は、使用済核燃料及び放射性廃棄物の責任ある安全な管理のための欧州原子力共同体における枠組みを整備する2011年7月19日の理

第2条 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. **最終処分** (Endlagerung) 原子力法第9a条第3項に規定する連邦施設（以下「最終処分施設」）における放射性廃棄物の処分。ただし、[放射性廃棄物の] 取り出しは予定しないものとする。
2. **調査** (Erkundung) 特に高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置についての適性を有するかどうかを確認するための地表及び地下の調査
3. **取り出し可能性** (Rückholbarkeit) 最終

* Gesetz zur Suche und Auswahl eines Standortes für ein Endlager für Wärme entwickelnde radioaktive Abfälle (Standortauswahlgesetz – StandAG) vom 23. Juli 2013 (BGBl. I S.2553). 訳文中 [] 内の語句は、訳者が補った。なお、法律名称の訳については、解説注4を参照のこと。

- (1) 原子力法第9a条第3項第1文は、連邦は、放射性廃棄物の安全確保及び最終処分のための施設を設置しなければならない旨を定めている。
- (2) 同指令の概要及び邦訳は、植月献二「使用済燃料及び放射性廃棄物管理に関する欧州原子力共同体の枠組み指令」『外国の立法』no.252, 2012.6, pp.26-49を参照。当該指令の第4条第4項では、EURATOM加盟国は、他国と当該他国の最終処分施設を使用する旨の協定を締結しない限り、自国において放射性廃棄物を処分しなければならない原則を定めている。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3497217_po_02520004.pdf?contentNo=1〉インターネット情報は、2013年8月31日現在である。

処分施設から放射性廃棄物の入った容器を事後に取り出すことを予定し、技術的に可能とすること。

4. 回収 (Bergung) 非常措置として、最終処分施設から放射性廃棄物を予定外に取り出すこと。
5. 閉鎖 (Stillegung) 封鎖 (Verschluss)⁽³⁾ 後の安全性の確保に必要な最終処分施設の封鎖

第3条 高レベル放射性廃棄物の処分に関する委員会

- (1) 建設地選定手続の準備のために、「高レベル放射性廃棄物の処分に関する委員会 (Kommission Lagerung hoch radioaktiver Abfallstoffe)」(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、次の各号に掲げる委員33名をもって組織する。

1. 委員長1名
2. 学識者8名、環境団体代表2名、宗教団体代表2名、経済界代表2名及び労働組合代表2名
3. 全ての会派の代表を含む連邦議会議員8名及び州政府構成員8名

委員長及び第2文第2号に規定する委員は、連邦議会及び連邦参議院の同じ文言の推薦に基づき選任される。連邦議会議員である委員は、連邦議会の全ての会派の共同の推薦に基づき、州政府構成員である委員は、連邦参議院の共同の推薦に基づいて決定される。連邦議会議員及び州政府構成員である委員には、同数の代理委員を決定する。委員の身分は、辞職又は次の委員の選任により終了する。委員会は、連邦議会の主務委員会に設置され、任務の遂行上その事務局の支援を受ける。事務局は、連邦議会に設置される。

- (2) 委員会は、第4条に規定する報告書において、「建設地」選定手続と関連した放射性廃棄物処分の基本的な事項を調査して評価し、第4条に規定する決定基準 (Entscheidungsgrundlagen) を提案し、並びに連邦議会及び連邦参議院に対してこれに基づく勧告を行う。

- (3) 委員会がこの法律の規定を不適切と認める場合には、委員会はその旨を報告書に記載し、これに代わるべき規定の案を提示する。

- (4) 委員会は、当該勧告において、最終処分施設の問題に関する従前の決定 (Entscheidung) 及び確定 (Festletung) について意見を表明する。

- (5) 委員会は、2015年12月31日までに、可能な限り全会一致により、少なくとも委員の3分の2以上の多数をもって、建設地選定手続に関する報告書を議決する。委員会は、この期限を1回に限り6か月延長することができる。この決定は、委員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。第1項第2文第2号に規定する委員は、議決権を有する。全ての委員は、意見を述べることができる。意見は、報告書に記載しなければならない。

- (6) 委員会は、事務規程を定める。事務規程に関する委員会の議事は、単純多数で決する。

第4条 委員会の報告書及び勧告の実施

- (1) 委員会は、建設地選定手続の準備のために報告書を作成する。委員会は、報告書において、決定にとって重要な問題を全て包括的に記載する。委員会は、この法律 [の規定] について検討を加え、これに基づいて連邦議会及び連邦参議院に対して勧告を行う。委員会は、このために、他国における「高レベル放射性廃棄物最終処分施設の」建設地の選定の

(3) 閉鎖 (Stillegung) においては、立抗が閉鎖されたり、地上の施設が解体されたりする。これらの閉鎖作業の後に、封鎖 (Verschluss) の状態が始まる。Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/13471, S19.

経験及び経過を分析する。

- (2) 委員会は、次の各号に掲げる事項について提案を行い、社会政策上及び科学技術上の問題を討議し、最終処分施設の問題に関する従前の決定及び確定の取扱いについて意見を表明し、処分施設の計画のために外国における経験及び教訓を分析するものとする。
1. 高レベル放射性廃棄物の遅滞のない深地層への最終処分に代えて他の[方法による]当該廃棄物の適正な処分の見込みを学術的に調査すべきか否か及び当該調査の完了まで当該廃棄物を地上の中間貯蔵施設に保管すべきか否かに関する判断及び決定
 2. 決定基準（処分の一般的な安全性に関する要件、最終処分を行う地層の適性を考慮した地質、水循環及び国土計画上の除外基準及び要件、母岩の候補である岩塩、粘土岩及び結晶質岩の母岩に特有の除外基準及び選定基準並びに母岩と関係のない考慮基準並びに実施すべき暫定的安全性調査の方法）
 3. [方法を] 誤った場合の修正基準（処分計画の要件、特に放射性廃棄物の取り出し、回収及び再発見可能性並びに建設地選定手続の再実施の問題）
 4. 選定過程の企画準備及び手続の要件並びに代案の検証
 5. 公衆の手続参加及び公衆に対する情報提供の要件並びに透明性の確保
- (3) 委員会は、連邦教育・研究省及び連邦経済・技術省の所管の研究機関と協力する。委員会は、連邦及び州の所管の最高官庁の科学的知見を用いることができる。委員会は、その活動において専門家の意見を聞き、外部機関に科学的な鑑定を委託することができる。
- (4) 委員会は、連邦議会、連邦参議院及び連邦政府に対して報告書を提出する。連邦議会は、報告書に基づいてこの法律の評価を行うもの

とする。

- (5) 委員会は、除外基準、要件、考慮基準その他の決定基準を勧告し、連邦議会がこれを法律として議決する。

第5条 委員会の活動の広報及び公衆の手続参加

- (1) 委員会の会議は、原則として公開とする。委員会が非公開の会議を行うことを議決する場合には、その理由を付す。会議は、インターネットの生中継により公開とすることもできる。会議の結果を記録して確認した後、第2文の条件に従ってその記録を公表する。その細目は、第3条第6項第1文に規定する事務規程により定める。
- (2) 委員会は、外部機関に委託した鑑定を公表する。
- (3) 委員会は、第9条及び第10条に定める原則に従って、公衆を手続に参加させるものとする。その事務は、委員会の事務局が行う。
- (4) 委員会は、その最後の会議において建設地選定手続に関する報告書を提出し、その後遅滞なくこれを公表する。

第6条 実施主体

連邦放射線防護庁は、[建設地選定手続の]実施主体として、建設地選定手続を実施する任務を有し、特に次の事項に掲げる事項を行う。

1. 候補地区（Standortregion）及び調査を実施すべき候補地の選定の提案
2. 第15条第1項及び第18条第1項に規定する候補地ごとの調査計画及び検討基準の作成
3. 確定した候補地の地表及び地下の調査の実施
4. 手続の各段階における暫定的安全性調査の実施
5. 第18条第4項に規定する最終処分施設

の建設地を連邦放射性廃棄物処分庁に対して提案すること。

建設地選定手続における実施主体の任務を第三者に委託してはならない。

第7条 連邦放射性廃棄物処分庁

連邦放射性廃棄物処分庁は、特に次の各号に掲げる方法により、建設地選定手続を規制する。

1. 第15条第2項及び第18条第2項に規定する調査計画及び候補地ごとの検討基準の確定
2. 建設地の決定の提案
3. 建設地選定手続の実施の際の原子力法第19条第1項から第4項まで⁽⁴⁾の規定に準じた監督

第2章 官庁及び公衆の手続参加

第8条 国民監視委員会 (Gesellschaftliches Begleitgremium)

連邦環境・自然保護・原子炉安全庁は、連邦議会及び連邦参議院の同意を得て、委員会の活動及び第4条第4項第2文に規定する評価の終了後、建設地選定手続の過程において公益を反映させるために、多様な分野の専門家の委員をもって組織する国民監視委員会を設置する。委員は、連邦放射性廃棄物処分庁及び実施主体のあらゆる文書及び書類を閲覧する。審議の結果は、公表される。勧告及び意見表明の公表の際には、少数意見を記載しなければならない。

第9条 公衆の手続参加の原則

- (1) 連邦放射性廃棄物処分庁及び実施主体は、この法律に基づく職務権限の範囲内において、公衆に早期に、かつ、建設地選定手続の

間、市民集会、市民対話、インターネット及び他の適切な媒体により、包括的及び体系的に、事業計画の目的、資金、実施状況及びその予想される影響について周知するよう配慮しなければならない。公衆には、意見表明の機会を与えなければならない。連邦放射性廃棄物処分庁及び実施主体は、表明された意見を評価し、第1文の市民対話の過程において意見を表明する。[公衆の意見の] 評価の結果は、事後の手続において考慮しなければならない。

- (2) 公衆に意見表明の機会を与えるために、少なくとも次の各号に掲げる事項について情報を提供しなければならない。

1. 決定基準の提案
2. 第13条第3項に規定する候補地区の提案及び地表調査を実施すべき候補地の選定
3. 第15条第1項に規定する候補地ごとの調査計画及び検討基準の提案
4. 第16条第2項に規定する地表調査の結果に関する報告書及びその評価並びに地下調査を実施すべき候補地の提案
5. 第18条第2項に規定する深地層の調査計画及び検討基準の提案
6. 第18条第4項に規定する地下調査の知見及び評価
7. 第19条第1項に規定する建設地の提案

- (3) 連邦放射性廃棄物処分庁は、多様な立場の者が参加する公の対話を実現する目的をもって、公衆の手続参加の機会を更に設ける。このため、連邦放射性廃棄物処分庁は、地元及びインターネット上において適切な方法を提供しなければならない。当該公衆の手続参加は地域の市民イニシアチブが参加する地域の監視団体により監視される。連邦放射性廃棄物処分庁は、候補地区及び候補地において、市民事務局 (Bürgerbüro) を設置する。市民

(4) 原子力法第19条は、放射性物質の取扱い等に関する国家の監督を定めている。

事務局は、候補地区及び候補地において、公衆が各手続のあらゆる重要事項について専門的な助言を受ける機会を得るよう配慮しなければならない。

- (4) 公衆の参加手続は、状況に応じて展開する。手続参加者は、このために、法律で定める要件を満たす参加形式を採ることができる。参加形式の適切性は、適当な期間において検証しなければならない。

第10条 市民集会(Bürgerversammlung)の実施

- (1) 連邦放射性廃棄物処分庁は、この法律の第13条第4項、第15条第2項、第16条第3項、第18条第2項及び第19条第2項で定める場合において、各手続を公衆と協働して準備するために、市民集会を実施する。公衆が市民集会の企画準備を行わなければならない場合には、連邦放射性廃棄物処分庁は、適切な範囲内において公衆を支援するものとする。市民集会には、公衆の他、実施主体及び第11条第2項の規定により参加する官庁を招集するものとする。
- (2) 市民集会は、事業が計画されている自治体において開催しなければならない。市民集会の開催場所及び開催日時は、連邦官報、連邦放射性廃棄物処分庁のウェブサイト及び当該自治体で普及している日刊の地方紙上で公示し、公示は、市民集会の実施の2か月前までに行うものとする。
- (3) 集会の議事に関連する重要な書類は、連邦放射性廃棄物処分庁のウェブサイト上で公開し、1か月以上、事業が計画されている自治

体において供覧しなければならない。供覧については、連邦官報、連邦放射性廃棄物処分庁のウェブサイト及び当該自治体で普及している日刊の地方紙上で、供覧開始の4週間前までに公示しなければならない。

- (4) 各市民集会の結果及び口頭協議終了後の最終結果については、記録を作成しなければならない。この場合には、特に、計画に対する[市民の]受容の存否及び受容の程度を記載しなければならない。連邦放射性廃棄物処分庁は、確認された最終結果に基づいて、事業計画を検証する。検証の結果は、連邦放射性廃棄物処分庁の各決定において考慮しなければならない。

第11条 州の官庁、地元自治体及び官公庁(Träger öffentlicher Belange)の参加

- (1) 州の所管の最高官庁及び地方自治体の連合組織(kommunale Spitzenverbände)⁽⁵⁾は、第4条第2項第2号に規定する決定基準の策定に参加しなければならない。
- (2) 地元自治体及び官公庁は、この法律で定めるところにより[手続に]参加しなければならない。
- (3) 所管官庁が、第14条第2項及び第17条第2項に規定する決定の前に実施する戦略的環境影響評価において、隣接する州の官庁の参加が必要と認める場合には、環境影響評価法第14j条第1項⁽⁶⁾の規定を適用する。所管官庁が、第17条第3項の場合において、隣接する州の官庁の参加が必要と認める場合には、環境影響評価法第8条⁽⁷⁾の規定を準用する。

(5) ドイツ都市会議(Deutscher Städtetag)、ドイツ市町村連盟(Deutscher Städte- und Gemeindebund)、ドイツ郡会議(Deutscher Landkreistag)があり、地方自治体が連邦や州に直接働きかけるための連合組織である。自治体国際化協会編『ドイツの地方自治』2003, p.102.

(6) 環境影響評価法第14j条(隣接する州の官庁及び公衆の参加)。

(7) 環境影響評価法第8条(隣接する州の官庁の参加)。

第3章 建設地選定手続

第1節 総則

第12条 調査

- (1) 実施主体は、建設地選定手続において確定した候補地の地表及び地下を調査しなければならない。この場合には、実施主体は、連邦放射性廃棄物処分庁に対して定期的に報告し、暫定的安全性調査の調査結果を要約及び評価しなければならない。
- (2) 調査には、2009年7月31日の法律（連邦法律公報第I部2585頁）第15a章による最終改正後の1980年8月13日公示の連邦鉱業法（連邦法律公報第I部1310頁）第3条から第29条まで、第39条、第40条、第48条、第50条から第104条まで、第106条及び第145条から第148条⁽⁸⁾までの規定を準用しなければならない。[ただし、]連邦鉱業法のその他の規定はその適用を妨げない。これらの規定の適用については、地表及び地下の調査は、公益上やむを得ない理由により行われる旨を前提としなければならない。この法律に基づく調査及び手続の各段階における候補地の決定には、原子力法第9d条から第9g条⁽⁹⁾までの規定を適用する。
- (3) 実施主体は、その業務に際して、連邦教育・研究省及び連邦経済・技術省の所管の研究機関と協力するものとし、他の学術機関の科学的知見を参照することができる。調査及び候補地の比較のために地理データ、特に州の所管官庁の有する地質及び水文地質のデータが必要となる場合には、[地理データを有

する州の機関は、]実施主体に対して[データの]利用権（Nutzungsrecht）及び使用権（Weiterverwendungsrecht）を設定した上で、これらのデータを無償で提供しなければならない。

- (4) 第1項から第3項までの場合において規定の適用は、公的な専門機関及び官公庁としての州の役割に影響を及ぼさない。

第2節 建設地選定手続

第13条 候補地区の指定及び地表調査を行う候補地の選定

- (1) 実施主体は、第4条第5項の規定により連邦法律で定める安全性の要件等の要件及び基準を適用し、かつ、その他の公益を考慮して、候補地区を指定しなければならない。実施主体は、最初に、安全性の要件並びに地質、水循環及び国土計画上の除外基準に鑑みて明らかに不利な特性を示す条件の悪い地域並びに第4条第5項の規定により定められた地質上の要件を満たさない地域を指定し、これに基づいて候補地区を提案する。
- (2) 実施主体は、候補地区において、第4条第5項の規定により法律で定める要件及び基準に従って、代表地点において暫定的安全性調査を行わなければならない。
- (3) 実施主体は、暫定的安全性調査を添付した候補地区の提案及びこれらに基づいて選定した地表調査を行う候補地を連邦放射性廃棄物処分庁に通知しなければならない。
- (4) 公衆の手続参加は、第9条及び第10条の規定に基づいて行い、官庁の手続参加は、第

(8) 連邦鉱業法第3条（地下資源の所有権）、第4条（定義）、第5条（行政手続法及び行政費用法の適用）、第6条～第29条（土地所有権の及ばない地下資源）、第39条（土地所有者との合意、他の官庁の同意及び補償）、第40条（紛争解決）、第48条（一般的な禁止及び制限）、第50条～第64条（資源の探査、採掘及び選鉱）、第65条～第68条（建築令制定の授権及び制定）、第69条～第74条（鉱業監督）、第75条～第76条（鉱業権に関する権利登記簿）、第77条～第104条（鉱業、土地所有及び公共交通施設）。

(9) 原子力法第9d条（収用）、第9e条（収用の対象及び許容性並びに補償）、第9f条（事前作業）、第9g条（変更禁止）。

11 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて行う。

第 14 条 地表調査の決定

- (1) 連邦放射性廃棄物処分庁は、地質上特に有利な特性を示す候補地区、地表調査を行う候補地の選定及び添付の暫定的安全性調査についての実施主体の提案を検証する。連邦放射性廃棄物処分庁の方針が実施主体の提案と異なる場合には、連邦放射性廃棄物処分庁は、実施主体に意見表明の機会を与えなければならない。
- (2) 連邦放射性廃棄物処分庁は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省に対して、候補地区及びこの中から選定すべき地表調査を行う候補地を提案する報告書を送付する。連邦政府は、連邦議会及び連邦参議院に対して、除外されるべき不利な地域及び地表調査を行うべき候補地を教示する。連邦政府は、第 1 文の規定による報告書の他に、必要な書類として、特に、国民監視委員会の審議結果及び公衆の手続参加の結果を提出しなければならない。連邦政府は、要求に応じて、その他の書類を送付しなければならない。除外されるべき不利な地域及び地表調査を行うべき候補地については、連邦法律でこれを定める。
- (3) 第 2 項第 1 文に規定する報告書の送付の前に、地元自治体及び土地所有者には、決定に関して重要な事実について意見を表明する機会を与えなければならない。

第 15 条 候補地ごとの調査計画及び検討基準の確定

- (1) 実施主体は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
 1. 選定された候補地の地表調査のために、第 4 条第 5 項の規定により法律で定める要件及び基準に従って、候補地ごとの調査計画及び検討基準を提案すること。

2. 前号の調査計画及び検討基準を、連邦放射性廃棄物処分庁に対して、所定の適切な期間内に提出すること。

- (2) 連邦放射性廃棄物処分庁は、候補地ごとの調査計画及び検討基準を確定する。公衆の手続参加は、第 9 条及び第 10 条の規定に基づいて行い、官庁の手続参加は、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて行う。
- (3) 連邦放射性廃棄物処分庁は、候補地ごとの調査計画及び検討基準並びにその主要な変更を連邦官報においてその都度公示する。

第 16 条 地表調査及び地下調査のための提案

- (1) 実施主体は、候補地ごとの調査計画に基づいて、連邦法律によって選定された候補地の地表を調査しなければならない。
- (2) 実施主体は、地表調査の調査結果に基づいて、第 4 条第 5 項の規定により法律で定める要件及び基準に従って、更に発展した暫定的安全性調査を行わなければならない。実施主体は、候補地ごとの検討基準に従い、並びに最終処分施設の地下施設から予想される他の影響及び環境適合性を考慮して、調査及び暫定的安全性調査により得た知見を評価し、母岩の種類から見て更に調査を進めるべき適切な候補地の選定及び地下調査のための調査計画を、連邦放射性廃棄物処分庁に対して提案しなければならない。
- (3) 公衆の手続参加は、第 9 条及び第 10 条の規定に基づいて行い、官庁の手続参加は、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて行う。

第 17 条 地下調査を行う候補地の選定

- (1) 連邦放射性廃棄物処分庁は、更に発展した暫定的安全性調査並びに地下調査を行う候補地の [実施主体による] 選定を検証する。連邦放射性廃棄物処分庁の方針が実施主体の提案と異なる場合には、連邦放射性廃棄物処分

庁は、実施主体に意見表明の機会を与えなければならない。

- (2) 連邦放射性廃棄物処分庁は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省に対して、地下調査を行う候補地の選定の提案を送付する。連邦政府は、連邦議会及び連邦参議院に対して、地下調査を行う候補地の選定の提案を教示する。〔連邦政府は、〕選定の提案に関する書類として、特に、国民監視委員会の審議結果及び公衆の手續参加の結果〔の報告書〕を提出しなければならない。連邦政府は、要求に応じて、その他の書類を送付しなければならない。地下調査を行うべき候補地の選定及び指定については、連邦法律でこれを定める。
- (3) 第2項第1文に規定する選定の送付の前に、地元自治体及び土地所有者には、決定に関して重要な事実について意見を表明する機会を与えなければならない。
- (4) 連邦放射性廃棄物処分庁は、第2項第1文に規定する選定の提案の送付の前に、それまでの候補地選定手續がこの法律で定める要件及び基準に従って実施されたか否か並びに選定の提案がこれらの要件及び基準を満たしているか否かを、決定 (Bescheid) により確定する。この決定は、原子力法第7条第4項第3文に掲げる法規命令⁽¹⁰⁾の許可決定の公示に関する規定を準用して公示しなければならない。第1文の規定による決定に対する不服の申立てについては、地下調査を提案された候補地がある自治体及びその住民を環境法的救済法第3条⁽¹¹⁾の認定団体とみなして、2013年4月8日公示の環境法的救済法 (連邦法律

公報第I部753頁)の規定を準用する。〔この場合において、〕行政裁判所法第68条⁽¹²⁾に規定する事前手續については、決定の事後的検証を要しない。第1文に規定する決定に対する訴訟については、連邦行政裁判所の第一審かつ最終審において決定する。

- (5) 第2項に規定する決定は、2023年末までに行うものとする。

第18条 深地層の調査

- (1) 実施主体は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
1. 法律によって確定された候補地の地下調査のために、深地層の調査計画及び候補地ごとの検討基準を提案すること。
 2. 前号の調査計画及び検討基準を、連邦放射性廃棄物処分庁に対して、所定の適切な期間内に提出すること。
- (2) 連邦放射性廃棄物処分庁は、深地層の調査計画及び候補地ごとの検討基準を確定する。公衆の手續参加は、第9条及び第10条の規定に基づいて行い、官庁の手續参加は、第11条第2項及び第3項の規定に基づいて行う。連邦放射性廃棄物処分庁は、深地層の調査計画及び検討基準並びにその主要な変更を連邦官報において公示する。
- (3) 実施主体は、地下調査を行い、これに基づく候補地ごとの検討基準並びに第4条第5項の規定による要件及び基準に従って、〔最終処分施設の〕運転中及び封鎖後を想定した包括的な暫定的安全性調査を行い、環境影響評価法第6条⁽¹³⁾の規定により、最終処分施設の

(10) Verordnung über das Verfahren bei der Genehmigung von Anlagen nach § 7 des Atomgesetzes (Atomrechtliche Verfahrensverordnung – AtVfV) vom 3. Februar 1995 (BGBl. I S.180).

(11) 環境法的救済法第3条は、環境影響評価法や環境損害法等の規定による官庁の決定に対して不服を申し立てることのできる団体の要件を定めている。

(12) 行政裁判所法第68条は、不服申立ての前に、行政行為の適法性及び合目的性を事前手續において事後的に検証しなければならない旨を定めている。

(13) 環境影響評価法第6条 (事業者の提出書類)。

建設に関する環境影響評価のための書類を作成しなければならない。

- (4) 実施主体は、連邦放射性廃棄物処分庁に対して、実施した深地層の調査計画の結果及び[調査により得た]知見の評価を報告しなければならない。連邦放射性廃棄物処分庁は、環境影響評価法第7条から第9b条⁽¹⁴⁾までの規定に準じて、実施主体が提出した書類に基づき[最終処分施設の]建設に関する環境影響評価を行う。

第19条 最終的な候補地の比較及び建設地の提案

- (1) 連邦放射性廃棄物処分庁は、第18条第3項の規定により実施した安全性調査及び第18条第4項に規定する報告に基づき、並びに私益、公益及び公衆の手續参加の結果を衡量して、高レベル放射線廃棄物最終処分施設を設置すべき建設地を提案する(建設地の提案)。建設地の提案は、第1条第1項の目的を考慮し、[事後の]許可手續(Genehmigungsverfahren)における決定を留保した上で、処分施設の設置、運転及び閉鎖による損害に対して最新の科学技術に応じて必要な対策が保証され、他の公法上の規定に違反しないことを期待させなければならない。連邦放射性廃棄物処分庁が建設地を提案する場合には、環境影響評価法第11条及び第12条の規定に準じて環境影響の概要及び評価並びに国土計画との適合性の根拠を述べなければならない。公衆の手續参加は、第9条及び第10条の規定に基づいて行い、官庁の手續参加は、第11条第2項及び第3項の規定に基づいて行う。

- (2) 連邦放射性廃棄物処分庁は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省に対し、建設地の提案及びこれに必要な全ての書類を送付しなければならない。建設地の提案の送付の前に、地元自治体及び土地所有者には、決定に関して重要な事実について意見を表明する機会を与えなければならない。

第20条 建設地の決定

- (1) 連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、建設地選定手續がこの法律で定める要件及び基準に従って実施されたか否かを審査する。連邦政府は、連邦議会に対して、法律案の形式で建設地を提案する。
- (2) 建設地の提案については、公益及び私益を衡量して、連邦法律でこれを定める。連邦政府は、建設地選定手續の結果、国民監視委員会の審議結果及び公衆の手續参加の結果を要約した報告書その他の建設地の評価に必要な書類を提出しなければならない。連邦政府は、要求に応じて、連邦議会に対してその他の書類を送付しなければならない。
- (3) 第2項の規定による建設地の決定は、原子力法第9b条第1a項⁽¹⁵⁾に規定する処分施設の設置、運転及び閉鎖の許可手續(Genehmigungsverfahren)を拘束する。

第4章 費用

第21条 費用の負担

- (1) 実施主体及び連邦放射性廃棄物処分庁は、第2項から第4項まで及び第22条から第28条までの基準に従って、建設地選定手續の実施の費用で、事業者に負担させることができ

(14) 環境影響評価法第7条～第9b条(官庁及び公衆の手續参加)。

(15) 原子力法第9b条第1a項は、建設地選定手續により連邦法律で定められた高レベル放射性廃棄物最終処分施設の設置や運転等には、官庁の許可を要する旨を定めている。

- るものを〔事業者に〕負担させる。ただし、原子力法第 21b 条⁽¹⁶⁾及び最終処分施設積立金令の規定は、適用しない。
- (2) 第 1 項に規定する事業者負担させることができる費用とは、実施主体及び連邦放射性廃棄物処分庁がこの法律で定める任務の遂行に際して生じる事務費、人件費及び投資費用であって、第 3 項の規定により他人の負担とされていないものをいう。第 1 項に規定する事業者負担させることができる費用は、次の各号に掲げる事務等のための支出とする。
1. 第 9 条第 3 項に規定する市民事務局の専門的な助言、設置及び活動を含め、この法律の第 2 章に規定する公衆の参加
 2. 安全性調査を含め、第 13 条及び第 14 条第 1 項に規定する候補地区の指定
 3. 安全性調査を含め、第 16 条から第 19 条までに規定する候補地の地表調査又は地下調査
 4. 第 13 条第 3 項、第 14 条第 1 項、第 16 条第 2 項、第 17 条第 1 項及び第 19 条第 1 項に規定する提案
 5. 第 15 条及び第 18 条に規定する候補地ごとの調査計画及び検討基準の作成及び確定
 6. 実施主体又は連邦放射性廃棄物処分庁による建設地選定に関連する研究開発
 7. 建設地選定手続の実施のための土地、施設及び権利の取得、設置及び維持
 8. この法律の施行後にゴアレーベン鉱山施設の撤去を行わない場合における同施設の維持
- (3) 次の各号に掲げる費用は、〔事業者に〕負

担させることができない。

1. 連邦政府、連邦議会又は連邦参議院の費用であって、第 4 条第 4 項及び第 5 項、第 14 条第 2 項、第 17 条第 2 項及び第 20 条に規定する立法手続に関連するもの
 2. 第 3 条から第 5 条までに規定する委員会及び委員会の支援、特に第 5 条第 3 項第 2 文に規定する公衆の手続参加により生ずる費用
- (4) 建設地選定手続の実施に際しては、経済性及び節約の原則を尊重しなければならない。

第 22 条 費用負担義務者及び負担金 (Umlagebetrag)

- (1) 原子力法第 6 条、第 7 条若しくは第 9 条⁽¹⁷⁾又は放射線防護令第 7⁽¹⁸⁾条の規定による許可を受けた者又は受けていた者は、原子力法第 9a 条第 3 項の規定により最終処分施設に搬送しなければならない放射性廃棄物が許可を受けた事業において発生し又は発生したおそれがある場合には、費用を負担する義務を負う。原子力法第 9a 条の規定による州放射性廃棄物中間貯蔵施設は、費用を負担する義務を負わない。
- (2) 事業者負担させることができる費用（負担金）における各費用負担義務者の負担割合は、〔その放射性廃棄物を〕発生させた量を考慮して、最終処分施設積立金令第 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 項⁽¹⁹⁾の規定に準じて計算する。

(16) 原子力法第 21b 条は、高レベル放射性廃棄物最終処分施設の計画、調査、設置等に必要の費用を賄うために、この施設を利用する事業者から積立金を徴収する旨を定めている。

(17) 原子力法第 6 条（核燃料の保持の許可）、第 7 条（核燃料の生産、処理及び加工等を行う施設の許可）、第 9 条（核燃料を処理及び加工等する他の施設の許可）。

(18) 放射線防護令第 7 条（放射性物質取扱の許可。原子力法の許可を要しない場合）。

(19) 最終処分施設積立金令第 6 条第 1 項第 2 号は、あらゆる種類の放射性廃棄物最終処分施設について、200 メガワット超の発電能力を有する電力会社が 96.5%、年間 50 トン以下の処理能力を有する使用済核燃料再処理施設が 0.7%、原子力法又は放射線防護令の許可を有するその他の事業者が 2.8%を負担する旨を定めている。第 3 項は、各事業者は、その発電能力、処理能力又は放射性廃棄物排出量に応じて負担する旨を定めている。

第 23 条 建設地探査の実施に係る年度決算書及び事業者負担させることができる費用の計算

- (1) 実施主体及び連邦放射性廃棄物処分庁は、事業年度の終了後に、建設地選定手続の実施に係る収入及び支出に関する年度決算書（年度決算書）によって、第 21 条第 2 項の規定により事業者負担させることができる費用を確定する。
- (2) 年度決算書は、会計士又は会計事務所の監査を受けなければならない。また、年度決算書は、連邦環境・自然保護・原子炉安全省の承認を必要とする。

第 24 条 負担金の計算

- (1) 実施主体及び連邦放射性廃棄物処分庁は、第 23 条第 1 項の規定により年度決算書において計算された事業者負担させることができる費用に基づいて、第 22 条第 2 項の規定により各費用負担義務者が負担すべき額を計算し、割り当てなければならない。[その際、]赤字額、未収金及び黒字額は、各費用負担義務者に割り当てなければならない。
- (2) 実施主体は、その年度決算書及び計算した負担金の額を連邦放射性廃棄物処分庁に通知する。

第 25 条 負担金の請求、確定及び納付期日

- (1) 負担金の請求は、費用負担の義務が生じる事業年度（負担年度）の経過後に行う。
- (2) 連邦放射性廃棄物処分庁は、第 24 条の規定により負担金を [各費用負担義務者に] 割り当てた後、連邦放射性廃棄物処分庁及び実施主体が計算した負担金の額を確定しなければならない。負担金の額は、決定 (Bescheid) により確定する。
- (3) 負担金の請求は、費用負担義務者に対して決定を通知した日をもって納付期日とする。

[ただし、] 連邦放射性廃棄物処分庁がこれより遅い納付期日を指定する場合には、この限りでない。

- (4) 連邦放射性廃棄物処分庁は、実施主体の費用のために徴収した負担金を、その受領後遅滞なく実施主体に送付する。

第 26 条 負担金の予納

- (1) 連邦放射性廃棄物処分庁は、各費用負担義務者の一負担年度の負担金の予納金の額を確定しなければならない。実施主体の費用で事業者負担させることができるものの予納金の額の確定は、連邦放射性廃棄物処分庁が行う。
- (2) 前項の規定による確定は、当該負担年度の予算計画に見積もられた事業者負担させることができる費用で第 21 条第 2 項に規定するものに基づかなければならない。第 24 条及び第 25 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。予納による過納額は、第 27 条第 2 項第 2 文の規定により精算しなければならない。
- (3) 負担金の額が予納金の額を超えることが見込まれる場合には、連邦放射性廃棄物処分庁は、当該負担年度における再度の予納金を確定することができる。これは、実施主体の費用に充てる予納金についても同様とする。

第 27 条 負担金及び予納金の精算

- (1) 支払った予納金の額と確定した負担金の額を精算して赤字額が生じた場合には、確定した負担金の通知後 1 か月以内に、当該赤字額を徴収しなければならない。赤字額は、負担金の確定に際して証明されなければならない。
- (2) 支払った予納金の額が確定した負担金の額を超える場合には、過納額を還付しなければならない。費用負担義務者が過納額を次の予納金に充てることを了承した場合には、還付を行わないことができる。

第 28 条 延滞金

負担金又は予納金が納付期日後 2 週間以内に納付されない場合には、滞納 1 か月ごとに滞納額の 1% の延滞金を支払わなければならない。

第 5 章 雑則

第 29 条 既存の調査地

(1) ゴアレーベンの岩塩層は、他の候補地と同様に、建設地選定法で定める基準及び要件に従って、建設地選定手続に組み込まれる。ゴアレーベンの岩塩層は、第 5 文の規定により除外されない限り、建設地選定法第 13 条から第 20 条までに規定する手続の各段階に限り、他の候補地と比較することができる。ゴアレーベンの岩塩層は、他の候補地の参考としない。ゴアレーベンの岩塩層に従前の調査による知見があるという事情及びゴアレーベンの岩塩層に調査のための設備が既にあるという事情は、[建設地選定手続における] 比較評価に影響を及ぼしてはならない。次の各号に掲げる場合には、ゴアレーベンの岩塩層は、建設地選定法に基づき除外される。

1. ゴアレーベンの岩塩層が第 13 条に規定する候補地区に指定されない場合
2. ゴアレーベンの岩塩層が第 14 条に規定する地表調査の候補地として決定されない場合
3. ゴアレーベンの岩塩層が第 17 条に規定

する地下調査の候補地として決定されない場合

4. ゴアレーベンの岩塩層が第 20 条に規定する建設地として決定されない場合
- (2) ゴアレーベンの岩塩層の鉱業[法に基づく]調査は、この法律の施行と同時に中止する。建設地選定に資する措置は、この法律に基づき、建設地選定手続の各段階に限り実施することができる。ゴアレーベンの岩塩層が第 1 項の規定により [建設地選定] 手続から除外されない限り、地下の調査施設は、全ての法的な要件及び必要な維持管理を保証して、建設地選定法に基づく建設地の決定まで維持しなければならない。岩塩の実験室の運営、特に母岩としての岩塩に係る研究で、建設地と無関係に行われるものは、第 1 文に規定する日以降行ってはならない。
- (3) ゴアレーベンの岩塩層の暫定的安全性調査は、この法律の施行までに、ゴアレーベンの建設地としての適性予測を行わずに中止する。

第 6 章 経過規定

第 30 条 経過規定

2013 年 7 月 27 日までに原子力法第 21b 条の規定により納付された積立金については、この法律の施行の際、現に効力を有する原子力法及び最終処分施設積立金令の規定を適用する。

(わたなべ ふくこ)